

美しく品格のある県土の形成のためにー

鳥取県の景観形成制度のあらまし

平成 2 4 年 4 月
鳥取県 生活環境部 景観まちづくり課

目 次

1. 鳥取県の景観形成制度の概要

- (1) 鳥取県景観形成条例の概要
- (2) 景観法に基づく行為の届出制度について
 - ・届出等の事務の流れの比較
 - ・届出等の審査手続フロー
 - ・国の機関等の通知手続フロー
- (3) 公共団体の取扱いについて
- (4) 景観支障物件に係る措置について
 - ・景観支障物件に対する措置フロー
 - ・景観支障物件に係る距離及び周辺住民等の考え方

2. 様式等

- (1) 景観計画区域内における行為の届出書（鳥取県景観形成規則：様式第1号）
- (2) 添付書類一覧
- (3) 景観形成基準に対する配慮状況（平成19年鳥取県告示第369号）
- (4) 鳥取県形成条例に基づく届出標識（鳥取県景観形成規則：様式第3号）
- (5) 景観計画区域内における行為の完了届出書（鳥取県景観形成規則：様式第4号）

3. 鳥取県景観計画

（平成19年鳥取県告示第247号）

- 1 目的
- 2 良好な景観の形成に関する方針
- 3 景観計画の区域
- 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 6 景観法第8条第2項第5号に掲げる事項のうち良好な景観の形成のために必要なもの
- 7 適用

4. 例規編

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）
- (2) 鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）
- (3) 鳥取県景観形成規則（平成19年鳥取県規則第7号）